

平成27年3月会議

(3月12日)

一般質問

★県歯科医師会では「家族の絆プロジェクト」を計画し、全県下の住民の歯科情報の登録をデータ保存し、災害時の身元確認に役立てると聞か、町での周知の方法は。

震災の教訓を踏まえ、県民の口腔内の情報を記録として残し一元管理するデータベース事業です。町では津山歯科医師会からの要請を受け、2月の広報紙に津山歯科医療センターで開催される記録会のお知らせを掲載しました。また、庁舎窓口や各国保歯科診療所等にポスターの掲示を行い、町民の皆様へ周知しているところです。

★まち・ひと・しごと創生法(地方創生法)について。
①総合戦略の策定等は。

1月に立ち上げました「かがみの創生総合戦略推進本部」が中心となり策定します。町民・議会の皆様からの意見聴取等を、どのような方法で行うか検討中ですが、何らかの形でご意見・提言をいただく機会を設けたいと考えます。

②どのような人口増加策を考えているのか。

県や津山圏域の市町と連携し、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、魅力ある仕事の創出や豊かな生活・教育環境の整備、福祉制度の充実

等が必要と考えます。

③どのような結婚推進策が効果的か、また、民間も含めた結婚推進策の現状と、今後町の取るべき推進策は。

出会いの機会の創出が効果的だと考え、町をはじめ1市5町で構成している、津山広域事務組合で、津山圏域内の未婚化・晩婚化対策として、出会いの場を提供する「婚活事業」を対象に補助金を交付する「婚活応援事業」を平成25年度より実施しています。

また、津山広域事務組合主催「カップリングパーティー」の協力、定住化促進事業の一環として、平成27年度に商工会青年部の行う婚活イベントに助成を実施します。

★教育委員会改革について。
①新制度移行で首長権限が強化されるとあるが、町長の関わりは。

この法の背景には、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないことがあります。

今後相互の連携を図り一層民意を反映した教育行政を推進するため、「総合教育会議」を設置し、さらなる連携を図ります。

②新教育長の適用をどう考えているのか。

経過措置を示し、現教育長が従前の例により在職する場合、

任期中は現状のままと考えます。新教育長制度は現教育長の任期終了後からと考えています。

★地域密着型サービス施設(町の指導・監督)について。
①施設の経営実態と将来展望をどのように捉えているか。

町内の地域密着型サービス事業所は、小規模多機能型介護事業所3か所、認知症対応型共同生活介護事業所6か所、介護老人福祉施設入所者生活介護事業所1か所があります。

介護サービスを利用する人にとって必要不可欠な施設であり、指定・指導・監督を行います。経営面まで関わることはできないと考えます。

②今後も施設の開所を進めるのか。

小規模特別養護老人ホーム、グループホームの入所施設を開設する計画は、現在のところありません。小規模多機能型共同生活介護などの居住系サービスについては、設置申請があり、設置基準を満たしていれば、町は承認することになります。

③施設の利用者を一部町外に拡大できないか。

介護保険法では、地域密着型サービスの支給は、市町村の行う介護保険の被保険者に対して行うとあり、原則、町外の方がサービスを利用することはできません。ただし、例外として、町と他の市町村との協議により、定員に余裕がある場合は、利用できる場合があります。

④利用者への食費、家賃等の一部助成はできないのか。

介護老人福祉施設等の利用者に対する食費、居住費の助成は、

介護保険制度に基づき、低所得者の方々に実施していますが、グループホーム、小規模多機能型共同生活介護での利用者に対する助成制度はありません。助成することとなれば、介護保険料にも影響するため、慎重に検討する必要があります。

⑤公的機関、民間施設の連携を強化し、地域密着型サービスの円滑化を図れないか。

町は、指導・監督する立場として適切な指導を心がけ、地域包括支援センターは、包括的支援事業を実施するうえで、地域密着型サービス事業所と連携していく必要があります。今後も取り組んでいきたいと考えます。

★倒壊の恐れのある住宅の町道の安全対策について、答弁された調査結果と今後の対応は。

町としてできることをお伝えし、撤去については、区長さんが親族の連絡先が分かるのとことでしたので、連絡をしていただき、その時点では適正に対応できていると考えます。

今後もケースバイケースになりますが、町道等に危険が及ぶようであれば、適正に対応します。

★放置されて住民が困る空き地はどうするの。

その中の町道の法面等の草刈りについては、できるだけ地元でお願いしています。町として少額ですが、建設課より道路愛護費という形で助成しています。

地元管理が困難な交通量の多い幹線町道等は、町費で業者委託を行っています。以前は、道路に隣接する土地所有者が草刈等をされていたが、高齢化、農地の経営委託作等によりできなくなっている現実です。

町としては、そういった厳しい現実も十分理解していますが、道路愛護費、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金等も有効にご活用いただき、自分たちの住んでいるこの美しい鏡野を後世につなげていただくよう、地域の協力をお願いします。

★農林水産業の振興について
①昨今の低米価を克服する対策は。

町としては、地域特産物振興事業補助金をはじめ、新たに27年度より農業機械等補助金を設け支援を始めるところです。米価については国の施策によるところが大きく、町村会をはじめ各種機会を通じて関係機関へ働きかけをしていきます。

②酒造好適米、いわゆる酒米の生産振興をしてはどうか。

町農業再生協議会で生産数量目標の配分や転作物等の地域農業の振興を検討していただいています。近年少しずつ麦や飼料作物等が増えていますが、酒米について具体的な協議はされていません。

③どぶろく特区の申請について、町長の考えはその後変わりはなにか。

平成19年6月議会等で答弁させていただいた時と同じ考えで、当時検討をしましたが、経費等からの面で非常に厳しいとの判断です。今後、町内でそのような機運が高まれば、その時点で検討させていただきます。

★介護保険改正における町への一部事業移行について
①要支援1・2が地域支援事業に移行されるのはいつか。

介護予防給付の要支援1、2